

# 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案） に関する意見募集について



2018年の食品衛生法改正により導入され、2020年6月1日より施行されているポジティブリスト（以下、PL）制度（安全性を評価した物質のみを器具・容器包装の原材料として使用可能とする仕組み）においては、施行日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具・容器包装と同様のものが同日から起算して5年を経過する日までの間に販売の用に供するために製造され、若しくは輸入される場合、それに使用される合成樹脂の原材料でこれに含まれる物質についてはPLに掲げられているものとみなすことができるとの経過措置が設けられています。

厚生労働省は、経過措置が終了するまでの間に、既存物質（施行日前に器具・容器包装の原材料として使用実態があった物質）のPLについて再整理を進め、改正案について薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会にて審議の上了承され、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価についての回答が得られたことから、規格基準の改正を行うにあたり、以下の内容に関して、2023年8月4日から9月3日まで意見募集を行いました。

## 改正の概要

昭和34年厚生省告示第370号「第3 器具及び容器包装」中の「A 器具もしくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格」の項及び別表第1(PL)について、以下の改正を行う。

〈PLの収載物質（合成樹脂）の範囲〉

- ・合成樹脂以外の材質と区別化

〈別表第1第1表の改編〉

- ・収載物質の整理
- ・制度の運用を考慮した改編
- ・制限の撤廃（食品区分、使用温度）

〈別表第1第2表の収載内容の整理〉

- ・収載内容の整理（消除、移動、統合、制限の変更）

## 告示日及び適用期日

告示日:2023年中

適用期日:2025年6月1日

当社は、食品衛生法に基づく登録検査機関として、器具・容器包装に関する食品添加物の規格基準に準じた検査に対応しております。ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 2023年8月4日付 電子政府の総合窓口

(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000257650>)を引用して作成

研究開発部 加藤吉紀

The Knights of Environmental Science  
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2  
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817  
URL:www.knights.co.jp

## PFASの小冊子進呈中！

PFASとはPFOSやPFOAなどの有機フッ素化合物の総称で、撥水、撥油性を有し、難分解性で安定しているために、様々な製品に使用されてきました。しかし、その安定性から環境中の残留性や生体内への蓄積性が問題視され、国内外で規制の動きがあります。当社では、PFASの規制などに関する情報を小冊子としてまとめ、希望者に進呈いたします。

お問い合わせはこちら